

# 大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録者募集要領

令和8年6月1日作成

## 1 目的

この要領は、大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク設置要綱(令和8年大洲市教育委員会要綱第7号)第2条第1号において登録する指導者等の募集に関し必要な事項を定める。

## 2 指導者等の種類

### (1) 有資格指導者

公益財団法人日本スポーツ協会その他の競技団体等が認定する指導者資格、教員免許その他これらに準ずる資格を有する者

### (2) 指導者(指導経験2年以上)

部活動、スポーツ少年団、地域クラブその他これらに類する活動において、2年以上の指導経験を有する者

### (3) 指導者(活動経験3年以上)

当該競技又は活動に3年以上継続して取り組んだ経験を有する者

### (4) その他必要と認める者

## 3 資格・要件

指導者等人材バンクに登録できるのは、スポーツや文化芸術活動への指導意欲を持ち、かつ、地域クラブ活動での指導等が可能な者で、次の(1)~(5)の全てを満たす者とする。

(1) 登録を申請する年度の4月1日において18歳以上の者(中等教育学校、高等学校又は高等専門学校第1学年から第3学年までに在学する者を除く。)

(2) 学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解する者

(3) 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視その他これらに類する行為が許されないものであることを理解し、自らこれらの行為を行わず、かつ、生徒相互間における当該行為を容認しないことを誓約する者

(4) 人材バンク登録後、教育委員会が定める研修会を受講する者

(5) 次のアからエまでのいずれかを満たす者

ア 教育委員会、市内中学校長、大洲市スポーツ協会又は大洲市文化協会の推薦があること。

※(参考様式)登録者推薦書の添付要

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において、部活動の指導実績があること。

ウ 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する

こと。

※資格等を有することが確認できる書類(写)の添付要

エ 指導する運動競技や文化芸術活動分野の活動経験又は指導経験を有すること。

#### 4 登録できない者

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条各号に該当する者
- (2) 過去の指導等において、体罰、ハラスメントその他指導者等として不適切と認められる行為があった者
- (3) 教育委員会が地域クラブ活動の指導者等として不適格と認める者

#### 5 登録期間

登録を受けた日の属する年度を第1年度として、第4年度目の末日

#### 6 募集競技・分野

学校部活動移行型地域クラブ活動(サッカー、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、吹奏楽)の指導者を重点的に募集する。ただし、地域立ち上げ型地域クラブ活動へのマッチングも想定していることから、競技・分野については問わない。

#### 7 登録申請の手続き

##### (1) 登録申請

大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録申請書(様式第1号)に必要書類を添付して、大洲市教育委員会スポーツ振興課に提出する。

##### (2) 審査

教育委員会が申請書等の内容を審査し、人材バンクの登録の可否を決定する。

≪提出先≫

〒795-8601 大洲市大洲 390 番地の1

大洲市教育委員会スポーツ振興課

TEL0893-24-1734 電子メール：sports-shinkouka@city.ozu.ehime.jp

#### 8 登録申請の手続き

審査により、登録等の決定を大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録決定(却下)通知書により通知する。

#### 9 派遣・活動

主に学校部活動移行型地域クラブ活動(サッカー、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、吹奏楽)において、活動・指導内容など、運営団体等を含めて協議・調整を行い、活動が開始される。

#### 10 登録内容の変更及び取消し

(1) 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、大洲市地域クラブ活動指導者等人材バンク登録内容変更届(様式第3号)を教育委員会に提出する。

(2) 登録者は、登録の取消しを希望するときは、大洲市地域クラブ活動指導者等人材バ

ンク登録取消届(様式第4号)を提出する。また、登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

ア 登録者から取消届の提出があったとき。

イ 登録者が教育委員会の定める指導方針等に基づいた適切な指導を実施しないとき。

ウ 登録者が不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

エ 概ね1年間にわたり登録指導者等と連絡が取れないとき。

オ 教育委員会が登録者として不適合であると認めたとき。

## 11 登録の更新

登録者が人材バンクへの登録を継続したい場合は、5に規定する登録満了日の2か月前から満了日までに申請書を提出する。申請内容の審査後、適当と認めた場合は、登録を更新することができる。

## 12 謝金等

登録者は、指導者謝金の受領又は辞退を選択することができる。

## 13 その他

- (1) 教育委員会は、収集した個人情報について指導者バンクにかかる業務の円滑な遂行のためにのみ使用し、その目的以外では一切使用しない。
- (2) 提出された申請書類は返却しない。
- (3) 指導者バンクへの登録により、必ず指導者としての指導活動を保証するものではない。